

令和6年度第1回 静岡県環境審議会企画部会会議録

日 時	令和6年11月1日（金）午前10時00分から11時28分まで
場 所	静岡市民文化会館 第1会議室
出席者 職・氏名	<p>委 員（敬称略、五十音順） 井上隆夫、小野寺郷子、亀井暁子、齋藤寛、中川教子、藤川格司、 牧野正和、望月鉄彦（8名）</p> <p>事務局（県側出席者） 佐藤環境政策課長、中山くらし・環境部参事（自然共生担当）兼環境 ふれあい課長、上家自然保護課長、浅見鳥獣保護管理室長、西尾廃棄 物リサイクル課長、加茂生活環境課長、多米水資源課長、岩本盛土対 策課長、櫻井経済産業部政策管理局産業政策課長、小笠原経済産業部 産業革新局エネルギー政策課長、寺澤経済産業部森林・林業局森林整 備課長、木村交通基盤部政策管理局建設政策課長</p>
議 事	<p>（1）部会長の選出</p> <p>（2）審議事項 「第4次静岡県環境基本計画」の評価指標の点検について（報告） 「第4次静岡県環境基本計画」の進捗状況について</p> <p>（3）報告事項 令和6年版環境白書（トピックス）の取組について</p>
配布資料	<p>【資料1】「第4次静岡県環境基本計画」の評価指標の点検について（報告）</p> <p>【資料2-1】「第4次静岡県環境基本計画」の進捗状況について</p> <p>【資料2-2】「第4次静岡県環境基本計画」の進捗状況について（概要）</p> <p>【資料3-1】令和6年版環境白書（トピックス）の取組について</p> <p>【資料3-2】令和6年版環境白書（トピックス）の取組について（概要）</p>

1 議事

(1) 部会長の選出

(2) 審議事項

「第4次静岡県環境基本計画」の評価指標の点検について（報告）

「第4次静岡県環境基本計画」の進捗状況について

(3) 報告事項

令和6年版環境白書（トピックス）の取組について

2 議事内容

(1) 会議成立の確認

開会にあたり委員9名のうち8名の出席を確認。

環境審議会条例6条2項に基づき、会議成立。

(2) 部会長の選出

(事務局) それでは議事に移ります。

本日は、委員改選後、最初の部会となりますので、まず部会長の選出を行ないたいと思います。

部会長は、静岡県環境審議会条例第5条第3項により、委員の互選により選出することとされております。

部会長につきまして、どなたかご推薦をいただけないでしょうか。

お願いいたします。

(委員) 部会長に牧野委員を推薦いたします。よろしくお願いいたします。

(司会) ただいま牧野委員をご推薦するご発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(司会) ありがとうございます。それでは牧野委員に部会長をお願い申し上げます。

この後の進行につきましては牧野部会長にお願いいたします。

(部会長) 改めまして、皆さんおはようございます。何とぞ皆様方のご協力を

賜わることができればと思います。どうかよろしく願いいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進めます。ご協力を改めてお願いいたします。

第4次静岡県環境基本計画の評価指標の点検（報告）及び第4次静岡県環境基本計画の進捗状況についてですが、こちらは共に関連性があると聞いております。まとめて審議を行ないます。

まずは事務局から説明をお願いします。

（環境政策課長）私からは、環境基本計画の評価指標の点検について。これは報告になりますが、それと進捗状況について、関連性がございますので、まとめてご説明をさせていただきます。

まず、7ページの資料1をお開きいただきたいと思います。

「『第4次環境基本計画』の評価指標の点検について（報告）」についてでございます。

これは、昨年度の環境審議会の第3回の全体会議におきまして、委員から、成果指標と活動指標については、活動指標の成績がよければ成果指標もよくなっているはずだけれども、必ずしもそうならないものが見受けられる。指標の設定はきちんと適切なものになっているかといったご意見をいただいたところでございます。

そうしたご意見を基に、今回指標全体について一通り点検を行ないましたので、その報告をさせていただきます。

指標の全体を説明したいものですから、少し飛んで恐縮ですが、9ページの、A3の横の見開き表、「別表1」となっておりますが、そちらをご覧いただきたいと思います。

こちらが、現行の基本計画の全ての指標を書き出したものになります。

左側の欄は「成果指標」となっておりまして、これは最終的に目指すべき目標でございます。真ん中の欄が活動指標といいまして、これは県としての行政活動の成果でございます。右欄にその評価と担当部局が明示してあります。

この左側の成果指標と右側の活動指標とは、本来は戦略体系的になっているべきでありますけれども、この活動指標につきましては、ごく限られた代表的なものを列挙する形となっております。また県の計画ということで、県の行

政活動だけを載せています。このため、県内のあらゆる主体が努力して初めて達成できるような成果指標につきましても、ここに掲げる活動指標だけではなくかなかなか成果が出ない場合もあるということもあり、指標の設定には、どうしても越えられない構造的な限界があるということ、まず前提としてお含みおきいただきたいと思っております。しかしながら、そうした限界がある指標設定ではありますけれども、おかしなところが全くないかということ、そうともいえませんので、今回全体的に点検を行なったところ、幾つかちぐはぐなところが見つかったところでございます。

まず、表の左側の、3の「良好な生活環境の確保」と、それから5番の「環境と調和した社会の基盤づくり」と、その2つの成果指標の中に、黄色で網かけしている箇所が2か所あると思っておりますけれども、どの成果指標に関連づけられているのかが少々不明確な活動指標というのが全部で3つ見つかりました。それが、真ん中の活動指標で見ますと、網かけをしている3つになります。この3つが左側の成果指標と、どうもちょっと関連性が不明瞭だということが分かったところでありまして。

これについては、すぐにでも直すべきところですが、実は令和8年度にこの計画の中間見直しを控えておりまして、来年度からその作業も少しずつ始まりますので、そのタイミングの中で全体として見直すことにしたいと考えております。

それから、活動指標の右側に、今回の評価を記載している中に、やっぱり黄色で網かけの箇所が複数あると思っておりますけれども、これにつきましても、成果指標と活動指標に2段階以上の乖離があるものでございまして、その年々の状況によってこういうことは当然生じるわけなんですけれども、これもまた戦略体系的に少し違和感がございまして、これらの点にも注意しながら中間見直しの作業を進めてまいりたいと考えてございます。

恐れ入りますが、7ページにもう一度お戻りいただきたいと思っております。

2の(1)のアとイについては、今私が説明したとおりでございます。

(2)の、県の総合計画の目標値と相違が生じている指標の目標値の修正につきましても、これは社会情勢の変化によりまして、大きく目標を上回っているといった、実情とそぐわないものがございまして、それについては、昨年

の総合計画の進捗管理の際に既に見直しを行なっておりますので、その4本を記載をしてございます。主には、社会情勢の変化等により、もう既に目標を上回ってしまっているというもので、基本的には上方修正を行なったものでございます。

また、次のページの(3)の「その他」につきましては、環境基本計画の指標というものは、基本的には県の総合計画と整合を取っているはずなんですけれども、文言に一部不整合な部分があったので、表のとおり、総合計画の記載に合わせて文言を統一することとしたものでございます。

(2)と(3)は、既に見直しを行なっておりますので、今回の評価からそのとおり反映しているところであります。

資料1については、説明は以上になります。

続きまして、少し飛びますが、資料の28ページをごらんいただきたいと思えます。

環境基本計画の推進について、お配りした資料2-1と説明の2-2というのがございますけれども、私からは概要をまとめた2-2を中心にご説明をさせていただきます。

まず、「第4次静岡県環境基本計画の概要」でございます。

この計画は、本県の環境計画の中期的な大綱を定めたものとして、令和4年の3月に策定をいたしました。計画期間は、令和4年度から9年間、令和12年度までとなっております。この令和12年度というのは2030年度になりますけれども、地球温暖化推進実行計画の策定年度等と期間を合わせるような形になってございます。

次に、29ページをごらんください。

計画の将来像を実現するための施策展開でありますけれども、5本の柱を設けてございます。

1つ目は「脱炭素社会の構築」ということで、これは地球温暖化対策ですとか、気候変動への適応に対応するものでございます。

それから、2つ目に「循環型社会の構築」ということで、これは資源循環ですとか自然循環を推進するものでございます。

それから、3つ目の「良好な生活環境の確保」につきましては、大気、水質

ですとか健全な水循環の確保などを推進するものでございます。

4つ目の「自然共生社会の構築」につきましては、生物多様性や自然環境の保全などを推進するものでございます。

5つ目は、1から4を横断的に所管するものでありますけれども、「環境と調和した社会の基盤づくり」ということで、環境と経済の好循環の実現ですとか環境教育といったことを規定してございます。

以上の5本の柱で構成しているのが現計画となります。

次に、推進体制でありますけれども、この5本の柱ごとに、施策の効果をはかる成果指標を全部で18。それから施策の進捗を図る活動指標を全部で51定めております。これらの指標に沿って自己評価を行なったものを本日の環境審議会企画部会にお諮りをしておりまして、これをご審議いただきまして計画の進捗を管理するということになってございます。

次に、30ページをご覧ください。

ここからは、指標の進捗についてのご説明になります。

まず、評価の方法についてでありますけれども、このスライドの下段を見ていただきますと、こちらの評価につきましても、これまでと同様に、「目標値以上」、それから「A」評価、「B」評価、「C」評価、そして「基準値以下」ということで、主には5つの区分により評価を行なっております。

この評価基準なんですけれども、基準値から、2025年の中間目標値に対しまして、各年均等に推移した場合における各年の数値。この仮の数値ですけれども、これを期待値という形で定めまして、その期待値と実績との比較で評価を行なっているところであります。

この現状値が中間目標値以上のものを「目標値以上」というふうに定めておりまして、また現状値が期待値の推移の±30%の範囲を超えまして中間目標値未満のもの。これを「A」評価としております。それから現状値が期待値の推移の±30%の範囲内のものを「B」評価。そして現状値が期待値の推移の-30%を超えて基準値までのもの。これを「C」評価。そもそも現状値が期待値を下回ってしまっているものを「基準値以下」という形で評価をしてございます。

このスライドの上段が成果指標の進捗評価になりますけれども、18ある成果指標のうち、「目標値以上」が6つ、期待値を30%以上上回った「A」評価と

いうのが1つ。それから期待値の±30%の範囲の「B」評価というものが7つ。期待値の30%以下の「C」評価が2つ。それから基準値を下回ってしまったものが2つとなってございます。

我々の考え方としましては、この「B」以上の評価が、「おおむね目標達成に向けて推移している」という評価と受けとめておりますけれども、それは18項目のうち、全体としては14項目ございまして、割合としては77.8%になります。

ちなみに、昨年との比較でいけば、「B」以上の評価というのは昨年も14でございまして、「C」が1つ増え、「基準値以下」が1つ減ったということで、全体としては昨年と同水準を保っているのかなというふうに総括できると考えております。

続きまして、次のスライドになりますけれども、今度は活動指標の進捗評価でございますが、こちらは全部で51項目ありまして、「目標値以上」が19、「A」評価が2、「B」評価が19、「C」評価が6、それから「基準値以下」が5というふうになってございます。

先ほどと同じ「B」以上のものを数えますと40項目ございまして、全体の割合としては78.4%が「B」評価以上ということです。

同じように、昨年との比較でいきますと、「B」評価以上は昨年から2つ増加しました。それから「C」が3つ増加しましたが、「基準値以下」は5つ減少しております、全体としては、こちらは昨年から少し上向いていると総括できると考えております。

続いて、31ページをご覧くださいと思います。

ここからは、5つの柱ごとに、分野別に成果指標の進捗などをご説明いたします。

まず、「脱炭素社会の構築」についてでございます。温室効果ガスの排出状況ですが、直近の現状値が2021年度になりますけれども、基準年と比べて15.8%の減となっております。これは、2013年度以降、温室効果ガスは順調に削減が進んでおりましたが、この2021年度だけ、少し前年と比べて増加をしてしまいました。この要因といたしましては、この年新型コロナウイルスの行動制限が解除され、経済活動が再開した反動により、前年度からやや増加をしたとい

う状況になっています。

それから、それに関連するかもしれませんが、エネルギー消費量の削減率についても同様に、前年度比をやや増加し、数値といたしましては10.9%の減となっております。

それから、再生エネルギーの導入量、それから導入率につきましては、これは2022年が直近値となりますが、いずれも前年度より増加をしております。

それから、森林整備面積につきましては、昨年6月の台風2号等の災害の影響によりまして、整備地までの林道等が被災をしたということがありまして、計画していた森林整備に若干遅れが生じたことにより、「基準値以下」という実績になっています。

一方、木材の生産量につきましては、住宅需要の減退に伴う製材等の減産などが影響いたしまして、前年度より0.8立米減少しております。

「今後の主な施策展開」でありますけれども、省エネ診断ですとか省エネ設備の導入補助、あるいは建築物のZEB化といった、中小企業の脱炭素化に引き続き注力をしていきたいと考えてございます。

また、これだけではなくて、各家庭ですとか事業所への太陽光発電設備の導入の促進や森林の適正な整備・保全にも同様に取り組んでいきたいと考えております。

続いて、32ページをご覧ください。

「循環型社会の構築」であります。

こちらは、いずれも直近値が2022年度になりますけれども、1人1日当たりの一般廃棄物排出量は、これもまた新型コロナウイルス感染症からの回復に伴い、家庭ごみの排出量が若干減少し、840g/人・日となっております。

また、1人1日当たりの一般廃棄物の最終処分量も、一般廃棄物排出量の減少の影響を受けて大きく減少いたしまして、目標値を上回る36g/人・日となっております。

一方、産業廃棄物の最終処分量につきましては、再生利用されにくい建設廃棄物等の増加により、目標値229千tをわずかに超えて232千tとなりました。

今後の施策といたしまして、食品ロスの削減や廃棄物の減量化に向けた、県民や排出事業者への啓発や、不法投棄の撲滅に向けたパトロール、あるいは立

入検査等の強化に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

次になります、「良好な生活環境の確保」であります。

「地下水条例対象地域のうち、適正揚水量を確保している地域の数」は、条例による地下水採取規制に取り組んだ結果、「5地域」を維持しております。

また、「水質が改善した河川数」は、事業場等の立入検査による排水基準遵守の指導や生活排水対策により水質改善に努めた結果、5河川の水域・流域を見直しまして、「9河川」となっております。

今後の施策といたしましては、地下水位などの観測や採取量の把握により、地下水の持続的な利用保全を図ると同時に、水質汚濁や大気汚染の発生源に対し立入検査や指導を継続して実施をまいります。

次に、33ページをご覧ください。

「自然共生社会の構築」であります。

まず、「県内の野生生物の絶滅種数」は、前年同様「0種」でありました。

それから、「ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナーの委嘱数」につきましましては、令和5年度に新たに1校を委嘱いたしまして、計7校で希少な高山植物の種子増殖に取り組んでいるところであります。

また、令和5年度に創設をした、ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナーシップ制度に基づき、1件協定を締結いたしまして、地域の生物多様性保全の活動に取り組んでいるところでございます。

また、「伊豆・富土地域のニホンジカの推定生息数」は、前年度から減少いたしまして、3万6,600頭となりました。しかしながら、依然として高水準であることから、計画的に生育頭数の削減に取り組む必要があると考えております。

そのほか、「森づくり県民大作戦参加者数」、あるいは「地域の緑化活動団体数」ともに前年度より上昇しているところであります。

今後の施策といたしましては、指定種の保護方針の検討や、ICT等の活用によるニホンジカの効果的な捕獲の実施、あるいはその担い手の育成。また富士山登山者へのマナーの啓発、南アルプスモデルの構築の実現に向けた関係者と連携した取組等を一層推進してまいります。

また、緑化活動の担い手を拡充するために、企業に対し、緑化を通じた脱炭

素の取組事例を発進するなど、普及啓発にも努めてまいります。

34ページをご覧ください。

こちら、最後5番目になりますが、「環境と調和した社会の基盤づくり」であります。

「新たに環境経営に関する制度に参加し取り組む事業者数」につきましては、温室効果ガス排出削減計画書の提出事業者数が昨年大幅に増加したことから、これに伴って上方修正をいたしまして、昨年は一時的にこの「目標値以上」という形になっております。

一時的にと申しましたのは、単年度の事象でありまして、この要因としては、中小企業の省エネ補助金で昨年大規模な補正予算が組まれたわけですが、この補助要件に温室効果ガス排出削減計画書の提出を義務付けておりました。これに伴い、一時的に昨年は増加しましたが、本年度はこの補正予算がございませんでしたので、目標値程度に落ち着くという見込になっております。

それから、県政世論調査を基に把握を行っております、「環境保全活動を実施している若者世代の割合」は、79.2%と、前年より増加をいたしまして「目標値以上」となりました。

ただ、これは長期トレンド的に見ますと、上回ったり下回ったりを繰り返しておりますので、これもまだ安心できないかなと思っております。

今後は、企業向けのセミナー等での環境マネジメント制度の普及などを通じ、環境経営の参加企業の増加に取り組んでまいります。

また、環境学習ポータルサイト「ふじのくに環境ラボ」の活用促進を通じ、若者世代の環境教育を推進してまいりたいと考えております。

長くなりまして申し訳ございません。私からの説明は以上になります。

(部会長) ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からご意見、ご質問等を伺いたいと存じます。ご意見はございますでしょうか。オンラインの参加の方は、「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

(委員) ご説明のほう、大変ありがとうございました。

まず、7ページのところの「ふじのくにCOOLチャレンジ『クルポ』アクション数」の中間目標と目標値の変更の点なんですけれども、現状160万という件

数がある中で、今、月10万ですかね。そういう形の中で120万ということなんですけれども、これは令和3年の現状の160万というのは、何か特殊な要因があって、可能な120万にされているのかどうか。

この点が1点とですね、18ページに記載いただいておりますPFASのところなんですけれども、やはり県民の方も、いろんなニュースのほうで興味があるところかと思うんですが、こちらの18ページのほうで、今調査をされているという形で、19ページのほうで、今後はこのPFASの存在状況を確認し、科学的に評価するということなんですけれども、このあたり、結果が出ているのかどうか。また、今後という形なのかもしれませんが、この科学的根拠に基づく評価というのは、もし方向性が決まっているようであれば教えていただければと思います。お願いいたします。

(部会長) 環境政策課長、よろしく申し上げます。

(環境政策課長) クルポに関してお答えをいたします。このクルポというものは、「脱炭素アクションアプリ」と呼んでおりまして、携帯のアプリで様々な脱炭素アクションをすると、ポイントが貯まり抽選に参加できるというアプリになっております。

これを、昨年2月に全面リニューアルをいたしまして、機能を拡充いたしました。その関係でアクション数が爆発的に増えまして、160万回という数を数えましたけれども、これはキャンペーンをやりました関係から非常に多かったんですけれども、だんだん数が低減しまして、今は月に10万回弱ぐらいに落ち着いてございます。ですので、年間120万回頑張らないと、この120万回を超えられないということで、120万回という目標をセットしたところでございます。

(部会長) よろしく申し上げます。

(生活環境課長) PFASに関するご質問について、ご回答いたします。

資料に記載のとおり、水質汚濁防止法に基づく常時監視を行なっている中で、県内の河川に関するPFASの調査。これを、国土交通省、県、それから水質汚濁防止法政令市の、静岡、浜松、沼津、富士の4市が連携をして実施しております。

県では、昨年度10月から11月にかけて、県内河川の環境基準点33地点で

調査を実施いたしました。その結果は、国の暫定目標値、PFOSとPFOAの合計値で50ng/Lを超過する地点というのはございませんでした。一方、静岡市、それから浜松市につきましては、両市が公表しているとおおり、算定目標値を超過する地点がありましたので、それぞれの市が超過地点の周辺調査を継続して実施をしております。

また、沼津、富士、それから国土交通省の測定地点においては暫定目標値を超過する地点というのはございませんでした。

また今年度、県では継続して、9月から10月にかけて、昨年と同様33地点で採水を実施いたしまして、現在分析中でございます。仮に暫定目標値を超過する地点があれば、その周辺の河川のさかのぼりの調査ですとか地下水の調査。こういったものを実施してまいります。

また、暫定目標値50ng/Lを仮に超えなかったとしても、例えば10分の1の5ng/Lを超えた地点があれば、そこは今後も継続して調査を実施していきたいと。県ではそういうふう考えております。

以上でございます。

(委員) ありがとうございます。クルポのほうもかなり人気ということなものですから、ぜひ広げていただきたいというふうに感じております。

また、PFASにつきましては、やはり県民の方、かなり興味があると思いますので、国の暫定基準の50ng/Lも含めまして、やはり説明がつくような科学的根拠を、ぜひ啓発等をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(部会長) ありがとうございます。

ほかに何かご意見はありますか。よろしくお願ひします。

(委員) ご説明ありがとうございます。

特に、評価指標の点検をちゃんとしていただいたことで、今までちょっとあやふやだったところ。「これ、どうやってこちらのほうで評価するのかな」と思っていたところが、ちょっと明確になって、ありがとうございます。

幾つか申し上げたいんですが、まず「脱炭素社会の構築」のところ、13ページ、「指標の評価」で、「評価」のところ、イのところの一番最初の「県内の温室効果ガス排出量の削減率」に対して、評価としては「更なる対策が必

要である」というふうを書いてあるんですけど、「着実ではあるけど、更なる対策が必要である」というような表現が結構ほかにもたくさん書いてあって、この辺って、少し具体的に書いていただくというのはできますかねということが1つです。

特にこのところ、温暖化の状況が激しいということで、平均気温が上がっていたりとかということであると、適応策というか、適応していかなきゃいけないというところで考えると、確かに再生可能エネルギーを、ZEHとか、いろいろな形でやっていくというふうに書かれていましたが、多分一番今大変なのは、温度が上がって、快適な生活環境を守るために、今どうしても冷暖房を使わなきゃいけない中で、断熱リフォームとか、具体的なそういうことが、やっぱり世間でも言われているし、木造住宅もたくさんある中で、高齢者の方の熱中症が増えていたりとかということを考えたりすることと、なので、そういうふうな耐熱リフォームというような形の対策みたいな具体的なこととか、それから豪雨の激甚化とかに伴って、去年の2023年の台風2号もそうですけど、流木とか森林の管理のところ、そういうことによっていろんな災害が、洪水であったりとか、あるいは水が使えないとか水源の問題とかということの考えると、その辺のことにお金をかけるというか、何かそういうこともすごく必要ではないかなと思ったので、具体的な対策として、今現状に合わせて、特にこうやって中間評価するところというのは、多分現状今起こっていることに、どう適応して具体的なことをやっていくのかということを示すことが必要なのではないかなと。特に指標をきちんとさせていただいたので、そういうことを思いましたので、ちょっとお願いします。

(部会長) それでは環境政策課長、お願いします。

(環境政策課長) ご意見ありがとうございます。

13ページの記述の「更なる対策が必要である」というところにつきましては、これはもう少し具体的に書くべきところでした。大変失礼いたしました。

1つ事例を申し上げますと、温暖化につきましては、いろんな対策が必要ですが、現状の15.8%。これがどういう状況なのかといいますと、我々としては、ほぼほぼオントラックというふうに考えておりまして、このまま頑張っていけ

ば2030年の46.6%は何とか達成できそうな感じがしております。

ただ、全く油断はできませんで、特に中小企業なんかにおきましては脱炭素経営の取組はほとんど進んでおりませんし、あるいは県民一人一人の取組についても、先ほど言ったクルポ等を使って積極的に啓発はしておりますけれども、なかなか県民のところに届かないという現状もございます。ですので、オントラックではありますけれども、全く安心はできないと認識をしております。

それから、適応策につきましては、委員ご発言のとおり、いろんな適応策がございますが、事象として現れているのは、一番最近の話題でホットなものとしては、やっぱり熱中症というものがあると思います。あるいは集中豪雨が頻発しておりますし、土砂災害も頻発しております。あるいは農作物でいけば、みかんの浮き皮ですとか、わさびの葉枯れですとか、そういったところにもいろいろこの温暖化の影響が出ているところであります。

ご指摘のありました断熱リフォーム等につきましては、建築物のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）ですとか、あるいは住宅のZEH（ゼッチ）、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」ですけれども、これを進めていくというのが大変重要なことと考えておりまして、私どものほうで、ZEBの設計費について、2分の1を補助するという施策を昨年からは始めておりまして、幾つかの事業者にご活用いただいているところあります。

（森林整備課長）やはり災害等、多いものですから、森林の整備によります土砂災害等の流出防止ですね。この辺はやらせていただいているところがございますけれども、委員のご発言の中で、1点ちょっと誤解があるところもございましてですね、流木なんですけれども、山の整備不足で枯れ木等が流れ出すとかというところはあまりなくてですね、河川のところに木が、河川敷に生えている。ああいったものが増水によりまして流れてくるというものが多くて、あとは土砂災害が起こった際には木も一緒に流れ出てしまうところがあって、そういう場合はやむを得ずですね、それはもう災害なものですから出ているところがありまして、整備不足でというのが主因だということではないものですから、その辺だけ誤解のないようお願いしたいと思います。

いずれにしましても、森林整備のほうは進めていきたいと思っておりますの

で、よろしく願いいたします。

(委員) ありがとうございます。そのとおりだと思います。

河川敷のことにしても、やっぱり河川敷の流木というふうに私も思っているんですが、河川敷の整備というのも交通基盤部の管轄ではあるし、環境を考えると、森林と一体というふうに私は、特に地域、中山間地ではそういう形が多いし、観光資源になっていることもあるしというようなことと、なかなかでも、そこまでやり切れないとか、地域の人協力だけではやり切れないところもあったりとか、土木だけでもやり切れないというようなことで、総合的に考えていただければいいかなというふうに思っていました。正確な説明ありがとうございました。

(部会長) ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

(委員) 3番目の、「良好な生活環境の確保」というところで、ページでいくと19ページのほうに、「今後の課題」というところで、「各水系の上下流域を包括的」とか書いてあるんですけども、今、水循環部会で、流域水循環計画というのを策定していると思うんですよ。それは1つもここでは触れないんですか。相当突っ込んだ、いいことを、計画というか、今ここに書いてあるように、上下じゃなくて、流域全体で、地下水も含めて、それから次の持続的な利用とか、その辺も全部合わせてやっているんですけど、そういうのはここには記載はしないんでしょうか。

(部会長) それではお願いします。

(水資源課長) 今、委員のほうから、流域水循環計画の策定との関わりということでございますけれども、今、今後の施策ということで、その記述がないところだと思いますけれども、当然水循環計画には地下水等も入ってきますので、そこについてはここに記述するのが適切かというふうに認識したところでございますので、そのような対応をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

(部会長) よろしいでしょうか。

(委員) はい。

(部会長) ありがとうございます。

ほかに何か、先生方のほうからご意見をいただければと思います。またオンラインの方は「挙手」ボタンをお願いいたします。

それではよろしく申し上げます。

(委員) 今さらというか、確認なんですけれども、評価の方法につきまして、現状値というのは書かれていると思うんですが、期待値というのは中間目標値のことでしょうか。それから、最終目標値というのは、ここで言っている目標値ということなんでしょうか。ちょっとそこが分からなかったものですから、まず確認をしたいと思います。申し上げます。

(部会長) 環境政策課長、よろしく申し上げます。

(環境政策課長) 申し訳ございません。説明が不十分でございました。

まず、中間目標値というのは、この基準値に対しまして、何を指すのかという目標値になっています。期待値と申しますのは、我々事務局側で、我々だけで持っている数字で、ここには明示しておりませんが、その基準値から中期目標値に対しまして、仮に各年均等で推移した場合の各年度の数値を期待値という形で、これは本当の仮の数字なんですけれども、設けております。それとこの中間目標値との比較をいたしまして、先ほどの評価の区分に従って評価をしていると。そういうものになります。

以上でございます。

(委員) 分かりました。そうすると、ちょっと我々がこのスライドで見ているだけでは分からないということですね。

それで、32ページになるんですが、スライドでは10枚目でしょうか。3の「良質な生活環境の確保」というのがございますが、ここでは基準値が「5地域」、目標値も「5地域」で、これは常に5地域になっていますが、区分のところの評価が「目標値以上」という評価をされているんですけれども、ちょっとこれは意味があるのかなと思っておりまして、この辺はどういうふうにお考えなんでしょうか。

(部会長) それではよろしく申し上げます。

(水資源課長) 5地域ということでございますけれども、これは地下水条例で規制している地域が5地域ということでございます。この5地域については、地下水位の観測、あとは塩水化。こちらのほうで管理させていただいていると

ころでございますけれども、これが5地域を下回ることはないように監視しているということでございます。

以上です。

(委員) 常に5地域というのを意識されているということですね。分かりました。ありがとうございます。

以上です。

(部会長) よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ほかに何かご意見がございましたら、お願いいたします。

(委員) すみません。記載の仕方というか、文章の中でですけれども、先ほども森林整備課長さんに説明していただいて、それは分かったんですが、環境政策課長の「ZEH（ゼッチ）」とか「ZEB（ゼブ）」という話とか、以前から申し上げていたんですけれども、環境の問題とかというのは、本当に今、片仮名とか略語が多いんですよ。新しいものがどんどんできてきていて、私が気になったのは、そのことの中に、例えば「耐熱リフォーム」なら分かるけど「ZEH」と言われても分からないかなとか、あるいは21ページの最初の「○」ですね。「ICTの活用」と書いてあるんですよ。「IT」と「ICT」の違いとか、「ICT」の中にSNSがあったりとかということで、何をどう活用するんだろうとかというのが、すぐにイメージできないことというのがすごく多いですよ。それがすごく気になっていて、あと、例えば、どこだか忘れたんですけど、「サーキュラーエコノミーを」という話もちよっと出てきていて、サーキュラーエコノミーも、「循環経済」という意味で、もともとはたしか2015年ぐらいにEUが言い出したことだと思うんですけれども、あれってもともとは、たしか製品を長く使って、使った後も、それを必ず循環していく。だから、使った物と作った物、両方とも循環していくような経済というような意味で使われていたと思うんですけど、例えば今回の計画の中にある「サーキュラーエコノミー」という言葉は、どういう意味で。ちょっと、「そういうような具体的な成果目標とかもないし」というふうに思ったりするんですけれども、片仮名の使い方とか略語の使い方は、少し気をつけて、何かもう少し市民というか、県民が熟知している言葉を使っただけるといいんじゃないかなというふうに、今日ご説明を聞いていて思いましたし、私も読んでいて、「これって、これとの違いは何

だったっけ」というふうに確認しなくてはいけないことが多かったので、それというのはなかなか県民に伝わらないということになるのではないというふうに思いました。

すみません。それをちょっとお願いします。どういう方向でやられるか。

(部会長) それでは環境政策課長、よろしくお願いします。

(環境政策課長) ご意見ありがとうございます。

大変耳の痛い話でございまして、我々役人の非常に悪いところでありまして、我々がふだん使っていることを皆さんも当然知っていると思って書いてしまうところがございまして、説明が足りないところがあって本当に申し訳ございません。

これは計画の全般に言えることなんですけれども、委員おっしゃるとおり、専門用語ですとか、あるいは一般の方が見て分かりにくいものについては、例えば脚注をつけるでありますとか、あるいは一番後ろに用語集をつけるでありますとか、そういった配慮が必要だと思いますので、次回の計画の際には、そういったことをしっかり配慮して作っていきたいと思います。

以上でございます。

(部会長) ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

(委員) すみません。2点ちょっと教えていただきたいと思っておりますが、今、省エネ法の改正で、非化石の太陽光への転換等求められてきている中で、私ども、省エネ診断をする際にも太陽光の提案が必須になってきております。そういう中で、事業者さんにお話しする際に、大きく2つに分かれてきています。前向きな経営者さんの場合は、既にもう設置できるところにつきましては設置されていて、やはりスレート等、過剰に対応できないところについては、入れたくても入れられないような状況がまずあるということが1つ。

それと、経済的にしっかりした方ですと、やはり5年以内の省エネの対策であると前向きに対応していただけるんですけれども、やはり太陽光とかは10年以上はかかってしまうものですから、なかなか経営者として進まないというところがございます。

そういう中、14ページのところに、静岡県さんのほうでも、こういう再生可能エネルギーの導入の、太陽光と蓄電池の助成をいただいていると思うん

ですけれども、このあたり、お答えできる範囲で、どのぐらいの反響があったのかどうかということと、やはりつけられない場合に、いかどうかといった問題はありますが、オフサイトPPAとか、そういう対応も必要になってきた場合に、そういう支援の方向は今後あるのかということをお教えいただきたいということになります。

あと、27ページのところの(4)の「自然共生社会の構築」のところ、「南アルプスニューチューブ動画の閲覧回数」が、現状で20万を超えているという形の中で、私、YouTubeはあまり詳しくはないんですけれども、かなり見ていただいた件数が多いような気がいたしまして、このあたり、YouTubeを見ていただくために、何かSNSの広告的なものとか、何かしらの対策はされているのかどうか。

この2点、教えていただければと思います。お願いいたします。

(部会長) ありがとうございます。

それでは、エネルギー政策課長、よろしく申し上げます。

(エネルギー政策課長) ありがとうございます。

昨年度、今年度と、再生可能エネルギー導入促進緊急対策事業費ということで、国庫のほうを使いまして、自家消費型の太陽光発電設備と蓄電池の導入ということで、中小企業などを対象に補助をしてまいりました。ここにつきましては、申請状況が、今年度は51件、昨年度85件というところで、反応は非常にいただいたかなと思っております。ここにつきましては、国庫があつてこういう制度がつくれたというところもあります。

今年度は、この補助金以外にも、共同購入事業の広報をしていたりとか、あとは「0円ソーラー」の普及啓発というところも取り組んでまいりました。こちらについても、共同購入事業のほうも、一般の県民向け及び事業者向けというところで、両方広報をして、事業者のほうと協定を締結して連携して取り組んできたところがございますけれども、ここにつきましても、今年度、住宅用が1,200世帯ですとか、昨年度も1,300世帯というところで、事業のほうは引き続き公募もしている状況でございますけれども、こちらについても活用は進んでいるのかなと思っております。初期投資のいらぬ「0円ソーラー」というところも併せて認知度向上を図っていきたいと思います。また、そういっ

たところで導入の促進を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

(部会長) ありがとうございます。

後半の部分は、自然保護課長、よろしくをお願いします。

(自然保護課長) 南アルプスのYouTubeの動画の閲覧回数ですが、まず南アルプスにつきましては、なかなか県民の方も、行きづらい、行ったことがない。あと、静岡県は広いものですから、中部の方は南アルプスというのはご存じなんですけれども、なかなか東部とか西部の方はご存じないということで、まずは南アルプスに行かなくてもわかるようにということで、令和2年ぐらいから、この動画を、職員が撮影したり、大学の先生などが高山植物等について講義する形で、それを映像に撮ったりライチョウとか、さまざまなものにつきまして動画を撮影し、それをYouTubeで流しております。

目標に対して現状はなかなか伸びないのですが、今実際に、154本YouTubeで流させてもらっています。その中でも、かなりたくさん見られるもの、もう何年も経ってるけど数百件しか見られていないものと、幅広いです。内訳を見ていきますと、動物に関する動画が非常に興味を持っていただいている、そこが全体を押し上げているような感じとなっております。

動画は県のホームページから見られるような形になっているんですけれども、リンクを張られたりすると、そこからまた一気に伸びるということで、こちらも想定した以上に実際見ていただいているという現状がございます。

以上になります。

(委員) ありがとうございます。

太陽光につきましては、今後私どもとしましては、太陽光を省エネ診断の際には提案のほう、していかなければならないものですから、ぜひ静岡県さんのほうにつきましても、事業者さんが進むような支援をしていただければと思います。

また、南アルプスのYouTubeにつきましては大変参考になりました。やはりいいものをつくっていけば広がっていくんだなと感じました。ありがとうございます。

(部会長) ありがとうございます。ほかに何かご意見はありますか。

それでは、意見も出尽くしたようでございますので、これで第4次静岡県環境基本計画の評価指標の点検及び第4次静岡県環境基本計画の進捗状況についての審議を終了したいと思います。

本日のご意見を参考に、県でさらなる取組の推進を図っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。本日出たご意見を踏まえて、県は今後施策に反映していくよう、どうかよろしく願いいたします。

それでは、引き続きまして、令和6年度版環境白書（トピックス）について、報告を行ないます。

まずは事務局から説明をお願いいたします。

（環境政策課長）引き続き説明をさせていただきます。

報告事項の、「令和6年度版環境白書（トピックス）の取組について」でございます。

毎年、前年度の取組等をまとめました環境白書というものを、30ページほどの冊子にまとめまして12月に発行しておりますけれども、その冒頭部分に、カラーページで前年度の県や県内市町の主な取組を掲載しております。

資料3-1が、今年度の12月に発行する予定で現在作成しておりますトピックスのページになります。

本日は、そのうちから各分野ごとに幾つかピックアップした資料、この3-2のPowerPointを用いて説明させていただきたいと思っております。

まず、「脱炭素社会の構築」に関してですけれども、中小企業等の脱炭素経営への転換を図るために、温室効果ガス排出削減計画書制度に自主的に参加をしていただいで積極的な削減に取り組んでいただいでいる事業者を静岡県が認証する制度というものを、昨年度6月に創設をいたしました。10月27日には、その制度開始後、初めての認証者となる事業者さん、これは8社ございましたけれども、その方々に対する認証交付式を行なったところであります。交付式には、認証事業者に加えまして、その事業者を支援していただいでいた金融機関5行からも関係者が出席をいたしました。

今後とも、多くの事業者が、この温室効果ガス排出削減計画書制度に参画をしていただきまして、脱炭素への取組を進めていただいでけるよう、随時認証を行ってまいります。

続きまして、47ページの上段になりますけれども、セルロースナノファイバーに関する取組についてです。

県では、植物由来で環境に優しい、このセルロースナノファイバーなどのセルロース素材を社会実装するために、全国に先駆けて積極的な取組を進めております。

令和5年度は、富士市の「ふじさんめっせ」におきまして、植物由来素材の世界最大級の展示会、「ふじのくにセルロース循環経済国際展示会」を開催いたしますとともに、欧米や東アジアの著名な研究者でありますとか、国内大手企業をお招きをいたしまして国際シンポジウムを開催いたしました。

続きまして、「循環型社会の構築」についての取組になります。

県内の食品関連事業者を対象といたしまして、食品ロスの削減につながるサービスを提供している企業等の事業説明会を開催をいたしまして、取組事例の発表や個別相談を行いました。

この事例発表におきましては、気象データ等をAI解析することで需要を予測できたり、あるいは弁当や惣菜などの作り過ぎを抑制するサービスや、店頭で販売できなくなった食品を福袋形式で販売するサービスといった事例が紹介をされ、その後の個別相談を通じて、一部の事業者が実際にサービスの導入に至っております。

食品ロスは、県民の皆様が日常的に接する食に関わる問題でございまして、日々の生活において削減につながる行動をしていただけるよう、今後とも啓発を続けてまいります。

続いて、「良好な生活環境の確保」についてです。

令和4年に施行されました、静岡県水循環保全条例に基づきまして、水源の保全のために適正な土地利用の確保等を図ることを目的といたしまして、令和5年10月2日に水循環保全地域というものを指定をいたしまして、届出制度の運用を開始したところでございます。これにより、水源保全地域内で土地取引や開発行為を行う場合は、2か月前までに届出が必要になりました。また、届出制度によりまして、将来行われる可能性がある開発行為を事前に把握することでありまして、既存の法令で規制されない開発行為について、届出を求めて把握することが可能となりました。今後も、必要に応じて指導等を行い、水

源の保全のために適正な土地利用の確保に努めてまいります。

次に、「自然共生社会の構築について」です。

まずは浜名湖の保全に向けた取組についてです。ふじのくに生物多様性地域戦略に基づき、持続可能な環境保全活動を推進する、ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナーシップ制度というものを令和5年の8月に制定をいたしました。そして10月17日には、本制度に基づき、協定第1号を、環境保全団体である舞阪の自然を守る会、それから須山建設株式会社、ともに浜松市中央区所在となりますが、この2者と、県の3者で締結をいたしまして、この協定に基づいて、浜名湖いかり瀬における外来植物の除去活動等を行っているところであります。

翌10月29日には、協定締結後初めての活動を行いまして、協定締結者はもちろん、地元の高校生や一般の方にもご参加いただき、近年では最多の外来植物の除去量となりました。今後もこの制度を推進し、持続可能な環境保全活動を支援してまいります。

次に、49ページの「南アルプスが輝く未来デザイン」の策定についてです。

県が事務局を務める南アルプスを未来につなぐ会において、南アルプスがもたらしてきた数多くの恩恵を再認識し、そこから生まれ出る魅力を通じ、南アルプスが次代に引き継がれていく姿と、そのための取組等を提案する「南アルプスが輝く未来デザイン」を令和6年3月に策定をいたしました。南アルプスの未来につきまして、多くの方々に一緒に考えていただくために、今後とも未来デザインの普及を努めてまいります。

それから、「富士山学習」に関する取組についてです。

静岡県が事務局を務め、富士山の環境保全に取り組んでいる富士山ネットワークにおいて、子供たちの富士山を大切にすることを育むために、富士山学習リーフレット「富士山からの挑戦状」を公開し、富士山学習を推進しております。

令和5年度からは、このリーフレットの執筆・監修を務めていただいた常葉大学の山田名誉教授による出張講義を開催をし、先生方が富士山からの挑戦状を活用して授業を行う際の参考としていただいております。受講した教員の皆様からは、「非常に分かりやすく、地域のことを学ぶ総合学習の教材として活用してみたい」という声もいただいております。

最後に、50ページの「環境と調和した社会の基盤づくり」についてです。

これは昨年から新しく取り組んだものでございますが、気候変動やエネルギー問題などに関心のある高校生がチームを作り、脱炭素につながる色々な企画を提案する「アオハル・エコロジー・ラボ」というものを、静岡大学と連携をし、令和5年度から実施しております。この高校生に、助言者として、「メンター役」と呼んでおりますが、4大学から15人の大学生に付いていただき、1年かけて、脱炭素に向けたモノ・コト・アクションといった企画に取り組み、今年の3月にその成果を発表したところであります。高校生は、県内17校から43名ご参加いただきまして、これに協力していただく企業とか団体さんも加わっていただき取組を推進しているところであります。今年は、この企業・団体さんと一緒に、個別のテーマを設定いたしまして、さらなる取組の充実を図っております。

私からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

(部会長) ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、ご意見、ご質問等を伺いたいと思います。ご意見はございますでしょうか。遠隔参加の方は「挙手」ボタンでお願いいたします。

(委員) 説明ありがとうございます。ちゃんと知らなかったこともあって、特に自然共生社会の構築。山田先生のリーフレットですか。いいなと思いました。学校で多分好評を得ているんじゃないかなと思って。

あと、質問というか、CNFの、自然由来の素材で作った包装容器みたいなものができれば確かにプラスチックの削減につながるけれども、高いですね。大変高いんですが、今回やった展示会なんかで、費用を抑えるというか、何かほかのものを混ぜてしまうと天然由来ではなくなってしまうので、ぜひセルロース100%でやっていただきたいけど、それで安価にできるというか、そういうような情報とかはあったのかどうか、ちょっと教えていただきたいなと思ひまして。お願いします。

(部会長) それではお願いします。

(産業政策課長) 今回、10月の24日・25日に、ふじさんめっせで展示会のほうを開催させていただきました。

CNFなんですけれども、高いリサイクル性を有して、循環経済やカーボンニュートラルを実現する素材として非常に注目されているという素材でございますが、今委員のご指摘のとおり、やはり単価が高いというところが非常に課題となっているということは認識しております。

今回の展示会でも、120社程度出展しているんですけども、なかなかその中でも、価格を下げるためにという形での具体的な提案はなかったんですが、やはりこちらも、今後どうすれば単価が下がるかということが非常に課題だと認識しておりますので、そのために、自動車部材等を含む、幅広い産業への応用を目指した産学官連携フォーラム等を設立して、そういう課題に対応していくという形で取り組んでおりますので、今後またそういう認識で取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

(委員) ありがとうございます。もう既に自動車部品とか、別のもので対応されているというふうにお聞きしているので、なかなかセルロースの入る余地がないんじゃないかというような情報も読むと、また別の分野とかもぜひ検討していただければと思います。

(部会長) ありがとうございます。それでは、ほかに何か先生方のほうから。お願いします。

(委員) 環境白書を前から見ているんですけども、これ、静岡県版ということで、今回富士山、南アルプス、それから駿河湾。ちょっとだけでしたけど駿河湾が入っているということで、静岡県らしいなということで、続けて努力していただきたいなということでございます。

以上です。

(部会長) 何かありますか。政策課長、お願いします。

(環境政策課長) ありがとうございます。

静岡県らしい白書ということが大事だと思いますので、今回もその3つのテーマは意識して編さんをいたしました。今後とも引き続き、こういった静岡県カラーを出しながら白書を作っていきたいと思っております。ありがとうございます。

(部会長) それでは、ほかに先生方のほうから、ご意見は賜われないでしょう

か。

よろしく申し上げます。

(委員) 46ページのところの「脱炭素社会の構築」という中で、中小企業の皆さんについては認証制度という形の中で進めていただいておりますが、私どもにつきましては、その後、ぜひ環境省のエコアクション21とか、そういうところにつながっていただければ大変ありがたいというふうに感じているところでございます。そういう中で、中小企業さんを脱炭素に進めるという意味では、この認証制度はいい制度なのかなというふうに感じております。

そういう中で、やはり事業者さんはメリットが欲しいというのが正直よく何度も出てきておりました。例えば、今廃棄物リサイクル課さんのほうで、リサイクル認定品を認定していただいて、その後、静岡県の土木さんのほうで使っていただくような形の中でいろいろと進めていただいていると思うんですけども、今後、より事業者さんのメリットのために、例えば計画者制度を持っているところの従業員の方は、ちょっとクルポの得点になるとか、何かしらそういう、計画者制度をやった場合には、県の何かしらのところでメリットがあるような取組等の検討がされているかどうか。その点教えていただければと思います。

(部会長) それでは環境政策課長、お願いします。

(環境政策課長) ありがとうございます。計画書に関しましては、昨年度来から任意で出していただくところが大分増加し、かなり充実をしているという認識を持っておりますが、今後ともこれをどんどん増やしていきたいと思っております。

クルポとの連携につきましては、実は最近、内部で少し考えておりました。このクルポを広げていくに当たって、やっぱり企業との連携というのを図っていかないとなかなか広がっていかないというのがあります。そこで、今後制度化しようとしておりますのは、企業の従業員の皆さんが、このクルポを登録していただいて活用していただいている方には、例えば10%の社員、あるいは20%の社員がこれを活用していただいているということであれば、その企業を何らかの形で顕彰する。これは具体的には認証するという形になろうかと思いますが、そんな制度も今検討しております。今年度中に施行しようかと思っております。

おりますので、そんな施策も含めながら、さらなる普及を図っていきたく思っております。

以上でございます。

(委員) ありがとうございます。

(部会長) ほかに何かございますでしょうか。委員の先生方からご意見を賜われればと思います。お願いします。

(委員) すみません。全くの素人で、皆さんの書類を見させていただいて、たった3、4日で皆さんのお仕事、本当に大変だなと思って拝見いたしました。私、こういう委員は初めてですので、外からのことしか分からないんですけども、何か事が起こったときに、災害にしても何にしても。お役所が甘いような対処が、突然起こったことが、私たち、ニュースで見ますよね。そうすると、その間にもっと何かできたんじゃないかと思うような、手が打てたんじゃないかというようなことをとても感じてニュースなんかを見ていまして、今回来て、こんなに丁寧に計画を立てているんですけど、これはよい人向けの計画であって、これを裏をかいている人には通じないようなところもあるんじゃないかなと。

私、これを読んでいまして、最近うちも、トイレの浄化槽の点検に県の人が来たんですけど、まだやってない方もいらっしゃるというふうな数字が出ているんですけど、本当に1年間の書類を全部まとめておいて、来た方に全部それを見せて、今度はそれが来ると、ちょっと補助金が、私、富士市なんですけど、補助金が出るのに、私は書類をいっぱい書くんです。3枚ぐらい書いたりして出したり。それはやっぱり面倒な方も、何か書類の手続がいまだにすごく多くて、ちょっと大変で、やらない方もいるんじゃないかな、なんて思います。

書類を県のほうに通して何かするんですが、その後の検査というか、縛りというか、この中にもありましたが、パトロールが年に2回だけとか。富士山の不法投棄とかなんかも、年に2回だけじゃ、どうでしょうかしら。それをボランティアの方に定期的というか、見てもらってやるとか、県だけではできない部分も、何かもうちょっと手を打ったほうがいいんじゃないかなと、素人ながらに思いまして、述べさせていただきました。

本当にいろいろ見て、評価して、細かいところまでやってくださっていて。本当に全部ですものね。私たちの生活の回りのこと、こんなにいろいろやるんだなと思って拝見させていただきました。

ありがとうございました。

(部会長) 広範囲にわたるご質問であり、コメントでもあったかと思いますが、何かありでしょうか。

(生活環境課長) 生活環境課長でございます。

今、浄化槽というお話が出ましたので、私のほうから浄化槽に関してですけれども、実は静岡県内、浄化槽が約45万基設置されておりまして、全国で4番目に多い、本県は非常に浄化槽の多い県でございます。そうした中で、浄化槽の清掃と保守点検。それに加えて法定の年に一度の検査というものを実施することになっておりまして、本日の資料の中にもありますけれども、その年に1回の法定検査の受検率が、徐々に改善はされているんですけれども、全国的には低いということで、現在ですね、例えば昨年度ですと、県内の法定検査を受けていない方に対して、県のほうから約5万件の受検案内のお手紙をお送りして、きちんと制度を説明した上で点検を受けていただくようお願い、周知をします。そうしたことを県内の市町と連携しながら取組を行なっているところでございますので、引き続きご理解賜われればと思います。よろしくお願いいたします。

(部会長) 委員、また生活環境課長ありがとうございました。

それでは、廃棄物リサイクル課長よろしくお願いいたします。

(廃棄物リサイクル課長) 先ほど不法投棄の話もありましたので、ご説明させていただきます。

資料の26ページのところに、指標として「県内一斉不法投棄防止統一パトロール(年2回)」と書いてあったので、不法投棄のパトロールを2回しかしていないような印象を与えてしまっていて大変申し訳なかったんですけれども、この不法投棄防止統一パトロールのことをまず説明させていただきますと、これは、いわゆる大規模に、例えば警察のヘリコプター、それから海上保安庁の巡視艇とか、それぞれ各省庁、それからもちろん県も入って市も入ってという、大規模に一斉にやるものを年2回やっておりますので、我々が通常実施してお

ります不法投棄のパトロールは、大体で言いますと年間約120日は通常あって、さらに深夜、夜間のパトロール、それから休日のパトロール等も実施しておりますので、年間2回というわけではありませんので、その点ご了解いただければと思います。

(部会長) ありがとうございます。

ほかに何か、委員の先生方のほうでご意見があればお伺いしたいと思えます。ネット参加の方は「挙手」ボタンを押してください。

(委員) 水循環の保全条例に基づく届出制度について、昨年からは始まったということで我々も説明していただいたんですが、1つは、この1年間で、その届け出されたところは何のくらいあるのかということと、それを公表していただけるのかといったところをお聞きしたいと思えます。

我々、木材の流通をしている中で、やはり合法的な木材を扱うということが基本になっておりますので、その辺、仕事をしておりまして、「ここはソーラーを作るところの木だよ」という話は聞くんですが、きちんと届出があるところなのかということが我々は全然分からないという状況もあるものから、そういった2点、すみません。お願いします。

(部会長) それでは水資源課長、お願いします。

(水資源課長) 今ご指摘のあった件に対して回答いたします。

まず、届出の状況でございますけれども、土地取引と開発とそれぞれございまして、届出制度が適用になってちょうど1年ぐらい経つんですけれども、この今集計は、昨年の10月2日から今年の8月31日までということで今集計してございますので、その数字についてご報告させていただきたいと思えます。

まず、土地取引の関係でございますけれども、これについては163件でございます。開発については21件ということでございます。土地取引の主な用途ですね。要因というか、目的については、「現況と同じ」というものがほぼ半分ということになっております。次いで、再生エネルギー。今ご指摘ありましたように、太陽光発電等ですね。そういうものが次いで土地取引が行なわれているというところ。当然開発のほうも、太陽光等の開発、21分の5ということになっております。

この届出の情報ですけれども、当然うちの課だけでとどめておくものではご

ございませんので、各関係の部局等にも報告させていただいているところがございます。この状況は、県の当局、それぞれの部局で共有しているというところがございます。

以上でございます。

(部会長) ありがとうございます。ほかに何かご意見がございましたら、委員の先生方、挙手なり、ネットの方は「挙手」ボタンをお願いいたします。

それでは、委員の皆様から、ご意見、ご質問等を十分いただいて、意見も出尽くしたように思います。これで令和6年度版環境白書トピックスについての報告を終了したいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の議事を終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。